

千葉市公告第274号

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和2年4月20日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 指定年月日及び番号 令和2年4月20日 第31-22号
- 2 指定道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者住所・氏名 千葉市中央区東千葉二丁目25番1号  
株式会社 東葉ハウジングプラザ  
代表取締役 樋口 宏記
- 4 道路の敷地となる土地の地名地番 若葉区桜木北三丁目617番1の一部、617番2の一部、617番4の一部、617番17の一部
- 5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
6.00m	34.85m	2.00m×2.00m	U-0.25m	-